

## 契 約 書 (案)

1. 件 名 兵庫陸運部の登録事項等証明書交付業務等の委託業務

2. 契 約 期 間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

3. 履 行 場 所 神戸運輸監理部兵庫陸運部 登録担務内  
兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町 34-2

4. 契約保証金 予算決算及び会計令第 100 条の 3 第 3 号により免除

本契約を履行するにあたり、支出負担行為担当官 神戸運輸監理部長 ○○ ○○  
(以下「発注者」という。) と ○○ ○○ (以下「受注者」という。) において、下記の  
とおり契約を締結する。

### (総則)

第 1 条 受注者は、別紙仕様書の定めるところに従い、契約期間中この契約の内容を履行  
し、発注者はこれに対し代金を受注者に支払うものとする。

### (請負代金)

#### 第 2 条 請負代金

年 総額 円 (消費税及び地方消費税込)

月 額 円 (消費税及び地方消費税込)

2 請負代金の請求は、受注者が毎月前月分の請求を行うものとする。

### (仕様書等の解釈等)

第 3 条 受注者は、仕様書について疑義を生じたとき又は、仕様書に明記されていない事  
項については発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

### (監督職員)

第 4 条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するもの  
とする。

2 受注者は、監督職員の監督の実施について、合理的な費用を負担するものとする。

3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資  
料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

4 受注者は、監督職員から立ち合いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第6条 受注者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を受けなければならない。

(下請負人に対する監督)

第7条 受注者は、前条第2項の規定により承諾を得た業務につき、下請負人を決定したときは、当該業務の着手前に、当該下請負人の名称、業務計画、その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、前項の規定による場合は、発注者又は監督職員が下請負人に請負人に対すると同様の監督をすることができるよう必要な措置をとらなければならない。

(代理人等に関する措置要求)

第8条 受注者は、代理人（下請人は代理人とみなす。以下同じ。）使用者のうち著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対し事由を明示して必要な措置を求めることができるものとする。

(秘密の保持)

第9条 発注者及び受注者は、この契約の履行にあたって、業務上知り得た相互の機密事項を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。

(業務の指導・監督)

第10条 発注者及び受注者は、この契約の履行にあたり、業務の指導、監督を行う。また、必要がある時は改善を要求することができる。

(検査)

第11条 受注者は、この契約について完了したときは、速やかに発注者が検査を行うことを命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けるものとする。

(契約期間の変更等)

第12条 発注者は、都合により作業内容を変更し又は、作業を一時中止し、もしくはこれを打ち切ることができる。

2 前項の場合において契約金額を増減する必要があるときは、発注者及び受注者が協議のうえ、その金額を増減するものとする。

#### (請負代金の支払)

第 13 条 受注者は、支払請求書を提出する際には、履行した業務内容について、あらかじめ検査職員の検査を受けておくものとする。

- 2 発注者は、前項による適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。
- 3 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が、受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

#### (遅延利息)

第 14 条 発注者は、約定期間内に請負代金を支払わない時は、受注者に対し遅延利息を支払わなければならない。

- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、年 2.5% とする。  
ただし、受注者が代金の受領を遅延した日数及び天災地変等のやむを得ない事由により支払いの出来なかった日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である時は、遅延利息を支払うことを要せずその額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### (責任)

第 15 条 受注者の使用人が、発注者の庁舎内においてなす業務上の行為はすべて受注者の責任とする。また、業務上人身事故が発生した場合はすべて受注者の責任とする。

#### (契約の解除)

第 16 条 下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することが出来る。

- 一 受注者からの解約の申出があったとき
- 二 受注者が、発注者の監督又は、その指定する職員の指示に従わなかった時。
- 三 この契約について受注者又は、受注者の職員に不正の行為があったとき。
- 四 受注者又は、受注者の職員がこの契約の各条項に違反した時。
- 五 受注者が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居所不明となったとき。
- 六 発注者の都合により解約を必要とする時。

2 前項の第1号から第4号までの各号の一に該当する事由により契約を解除された時は、受注者は違約金として予定総額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

ただし、前項第1号の場合において受注者の責に帰さない事由がある時は、この限りでない。

#### (相殺等)

第17条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金の金額等がある場合において、発注者が当該金額と相殺できる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお、発注者において収得金がある場合又は、発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者が発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は、発注者に対し遅延利息を支払わなければならない。

ただし、当該収得金、遅滞金、違約金が1,000円未満の場合はこの限りではない。

3 第14条第1項及び第2項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

#### (談合等不正行為があった場合の違約金等)

第18条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令

（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをしていい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条

又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

#### （発注者の解除権）

第19条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10

分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。

(契約外の事項)

第 20 条 この契約について疑義を生じたとき又は、この契約に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して定める。

上記契約を証するため、本契約書 2 通を作成し発注者及び受注者において、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者 神戸市中央区波止場町 1 - 1  
支出負担行為担当官  
神戸運輸監理部長 ○○ ○○  
(T4800012000003)

受注者